

越谷市火災予防条例新旧対照表

新	旧
<p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第18条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>　　}</p> <p>(9) 条文略</p> <p><u>(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の物の集 合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備 をした上で使用すること。</u></p> <p>(10) 条文略</p> <p>　　}</p> <p>(13) 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 条文略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱い</p>	<p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第18条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>　　}</p> <p>(9) 条文略</p> <p>(10) 条文略</p> <p>　　}</p> <p>(13) 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 条文略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱い</p>

の基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

#### 第21条 条文略

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

の基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

#### 第21条 条文略

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。